

「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名		
特 対 定 算 入 益 増 進 金 の 特 別 に 損 算	金 算 入 限 度 額	寄附金支出前連結所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額		14	円
		$(8) \times \frac{6.25}{100}$			
		連結親法人の期末の連結個別資本金等の 額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額		15	
人 特 別 に 損 算	法 の 計 算	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額		16	
		$((14) + (15)) \times \frac{1}{2}$			

認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例（認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の96第1項」※1※2
② 「区分番号」欄：「10381」※1又は「10407」※2
③ 「適用額」欄：「26」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※1又は「特例認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額

※ 1 第68条の96第 1 項(区分番号:「10381」)
「認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

※ 2 第68条の96第 1 項(区分番号:「10407」)
「特例認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

別表十四の二 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分